

避難勧告ガイドライン 障害者などへ確実に伝達（内閣府）

内閣府は4月8日、市町村が災害時に避難勧告を出す際の基準を示した新ガイドラインをまとめた。「土砂災害警戒情報」に基づき発令するなど具体的な判断基準を明記し、避難勧告は「空振りを恐れず、早めに出す」ことを要請。高齢者や障害者など配慮が必要な人へ確実に情報伝達することを求めた。

新ガイドラインは、昨年10月に東京・伊豆大島（大島町）で発生した土石流で、避難勧告が出されないまま大きな被害が出たことなどを踏まえ作成した。

土砂災害に関する避難勧告は、気象庁から土砂災害警戒情報が出されれば直ちに発令する。水害の場

合は、河川がいつ氾濫してもおかしくない「氾濫危険水位」に達した段階で、高潮災害では「高潮警報」が発表されたタイミングで速やかに勧告を出すことを基本とする。

避難行動要配慮者については、迅速・確実な避難のために家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民など避難支援関係者に情報伝達するよう要請。特に視覚・聴覚障害者などに対しては、障害の特性に応じた多様な伝達手段を活用して確実に情報周知できる体制を整えることが必要だとした。

（福祉新聞・第2666号 2014年4月28日）